

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部改正について

1 改正理由

県立都農高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の「1 全日制の課程」の表中、校名「都農高等学校」及び学科「総合」を削除する。

3 施行期日

令和3年4月1日

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 限 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1" data-bbox="782 1164 1069 2016"> <thead> <tr> <th>校 名</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高城高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>都農高等学校</td> <td>総合</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		高城高等学校	[略]	都農高等学校	総合	[略]		<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1" data-bbox="782 224 1069 1075"> <thead> <tr> <th>校 名</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高城高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		高城高等学校	[略]	[略]	
校 名	学 科																		
[略]																			
高城高等学校	[略]																		
都農高等学校	総合																		
[略]																			
校 名	学 科																		
[略]																			
高城高等学校	[略]																		
[略]																			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。